

低入札価格調査要綱実施要領

(平成 15 年 10 月 21 日財政局長決裁)

低入札価格調査要綱（平成 15 年 10 月 21 日市長決裁。以下「要綱」という。）第 14 条の規定に基づき、要綱の実施要領を次のとおり定める。

第 1 要綱第 6 条第 1 項に規定する契約権者が指定する日は、開札日より原則として 7 日以内とする。

第 2 (資料)

1 要綱第 6 条第 1 項に規定する資料は、次のとおりとする。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式 1）
- (2) 入札金額の積算内訳（様式 2，様式 3-1）
- (3) 手持工事の状況（様式 4-1，様式 5-1）
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所，倉庫等との関連（様式 6）
- (5) 手持資材の状況（様式 7）
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係（様式 8）
- (7) 手持機械の状況（様式 9-1）
- (8) 労務者の具体的供給見通し（様式 10，様式 11）
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者（様式 12）
- (10) 建設副産物の搬出地（様式 13）
- (11) 第 1 次下請負契約予定者名及びその契約予定金額（様式 14-1）
- (12) 様式中で指定する積算書（内訳書）及び下請け又は資材購入先の見積書等（任意様式）
- (13) 直近 2 か年の営業年度分の決算書（任意様式）
- (14) 前 2 号に掲げるもののほか、当該入札案件において下請契約を締結する予定である場合は、当該下請契約に使用している契約書（注文書・請書）等の書式一式（任意様式）

2 要綱第 6 条の 2 第 2 項に規定する資料は、次のとおりとする。

- (1) 入札金額の積算内訳（様式 3-2，様式 3-3，様式 3-4）
- (2) 品質確保体制（様式 3-5，様式 3-6，様式 3-7）
- (3) 安全衛生管理体制（様式 3-8，様式 3-9，様式 3-10，様式 3-11）
- (4) 配置予定技術者名簿（様式 3-12）
- (5) 手持ち工事の状況（様式 4-2，様式 5-2）
- (6) 機械リース元一覧（様式 9-2）
- (7) 下請予定業者，資材納入業者及び機械リース業者名並びに当該下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費等区分別の金額内訳（様式 14-2）

3 要綱第 6 条第 3 項に規定する低価格調査票は、様式 15 によるものとする。

4 要綱第 8 条第 1 項に規定する低入札価格調査結果表は、様式 16 によるものとする。

5 要綱第 12 条第 1 項第 2 号に規定する工事費内訳調査票は、様式 17~21 によるものとする。

第 3 要綱第 6 条の 2 の規定に基づいて行う特別重点調査において提出する資料のうち、第 2 の 1 及び 2 の規定により様式が指定されているものについては、様式中の記入方法等にかかわらず、別紙の作成要領に従い作成するものとする。

附 則

(実施期日)

- 1 この要領は平成 15 年 10 月 28 日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要領の規定は、この要領の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。
(低入札価格取扱要綱実施要領の廃止)
- 3 低入札価格取扱要綱実施要領（昭和 60 年 11 月 1 日市長決裁）は廃止する。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正は平成 16 年 3 月 15 日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の低入札価格調査要綱実施要領の様式は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年11月20日改正）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成18年11月20日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の低入札価格調査要綱実施要領は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の低入札価格調査要綱実施要領は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 6 月 30 日）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成 19 年 7 月 1 日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の低入札価格調査要綱実施要領は、平成 19 年 7 月 18 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 1 月 11 日）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成 20 年 1 月 11 日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の低入札価格調査要綱実施要領は、平成 20 年 1 月 11 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 14 日改正）

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 31 年 3 月 14 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。